

経営事項審査の改正に伴う旧基準による申請書の受付について

平成24年 5月16日
福島県土木部建設産業室

平成24年5月1日、建設業法施行規則等の関係法令が改正され、平成24年7月1日から新しい基準による経営事項審査（以下、「新経審」という。）がスタートします。

これに伴い、新基準による審査体制への移行準備のため、改正前の旧基準による経営事項審査（以下、「旧経審」という。）の申請につきましては、下記によりお受け付けいたしますので、御注意ください。

平成24年6月30日までに、既に受けている経営事項審査の有効期間が終了する建設業者の方は、受付期限までに旧経審を受審されることをお勧めいたします。

旧基準による経営事項審査の受審期限

大臣許可業者：平成24年6月15日（金）

知事許可業者：平成24年6月22日（金）

上記の期限は、各建設事務所で審査を受ける期限です。

（予約票送付期限ではありませんので、御注意ください。）

申し込みが集中する場合は、ご希望の日時で受付できない場合がありますので、予約票はお早めにお送りください。

・審査基準日が平成22年11月30日以前の経営事項審査を受けている建設業者
既に受けている経営事項審査の結果通知書（審査基準日が平成22年11月30日以前のもの）は、平成24年6月30日までに有効期限が切れてしまいますので、旧経審により、お早めに受審してください。

・審査基準日が平成22年12月1日以降の経営事項審査を受けている建設業者
新経審による受審をお勧めいたします。
決算期が12月中であり7月以降すぐに有効期限が切れてしまう場合や工事の発注者から総合評定値通知書の提出を求められている場合等の理由により、旧経審による結果通知書の発行を希望される場合は、上記期限までに受審してください。

新経審による受付の時期・方法等につきましては、別途HP上でご案内いたします。

経審改正の概要につきましては、国土交通省ホームページより確認できます。

アドレス：http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

福島県へのお問い合わせ先につきましては、下記アドレスをご参照ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/kensetusangyou/keisin/kankatsu.html>